

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和5年3月10日（金曜日）
午前10時00分開会 午後3時25分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

(1) 議案の審査

- | | |
|--------|---|
| 議案第1号 | 土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 議案第2号 | 土浦市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 議案第5号 | 土浦市行政組織条例の一部改正について |
| 議案第6号 | 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 議案第7号 | 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 議案第31号 | 町の区域の変更について |

(2) 報告事項

- ・総務市民委員会所管の計画策定について
- ・山ノ荘小学校跡地の利活用に関する内覧会の実施について
- ・土浦市議会議員一般選挙の概要について

- 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（7名）

- | | | |
|------|-----|-----|
| 委員長 | 吉田 | 千鶴子 |
| 副委員長 | 篠塚 | 昌毅 |
| 委 員 | 久松 | 猛 |
| 委 員 | 吉田 | 博史 |
| 委 員 | 海老原 | 一郎 |
| 委 員 | 今野 | 貴子 |
| 委 員 | 島岡 | 宏明 |

説明のため出席した者（9名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
消防長	鈴木 和徳
消防次長	檜山 保明
政策企画課長	佐々木 啓
行革デジタル推進課長	元川 宏
財政課長	山口 正通
総務課長	平井 康裕
消防総務課長	磯山 公奉

事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

○吉田（千）委員長 それでは、皆さんおはようございます。着座にて失礼します。ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。まず、本日の審査の流れについて申し上げます。はじめに、総務市民委員会に付託されました議案を審査し、その後、分科会に付託されました予算関係の2議案について、コロナ感染対策として、説明員を入れ替えながら進めてまいりますので、御了承願います。また、委員の皆様には、御質疑の際は必ずマイクのスイッチを入れて、御使用いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。それでは、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。議案第1号土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。サイドブックスは、総務市民委員会フォルダ、令和5年3月10日開催の資料1をお開きください。それでは、執行部より説明を願います。

○平井総務課長 総務課でございます。議案第1号土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、御説明をいたします。資料でございますが、1番の制定の趣旨に記載のとおり、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、法の施行に関し必要な事項を定めると共に、法施行条例の付則で、土浦市個人情報保護条例を廃止するものでございます。今回の個人情報保護法の改正は、2番の改正の背景に記載のとおり、デジタル社会の進展に伴う個人情報の利用拡大や、これまで国や地方公共団体及び民間の個人情報保護に関する法令が統一されず、不均衡であったため、個人情報保護に係るルールを、個人情報保護法に統一し、個人情報保護に関する所管を国の個人情報保護委員会に一元化を行うため、法律が改正されたものでございます。つぎに、法律施行条例に規定をいたします主な規定内容につきましてでございますが、3番に記載の表にまとめさせていただきました。令和5年度以降は、法が市に直接適用されますが、概ね、市の現行制度に合わせた内容とするため、法律施行条例におきまして、以下六つの規定を設けるものでございます。なお、当該条例の施行日は、令和5年4月1日とするものでございます。2ページ以降は制定条文となります。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 それでは、ただ今の説明について、委員の皆様から御質問はございますでしょうか。御質問がある方は、どうぞお願いいたします。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 質問もないようでございますので、採決に移ります。議案第1号土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり決しました。つぎに、議案第2号土浦市情報公開個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○平井総務課長 議案第2号土浦市情報公開個人情報保護審査会条例の制定について御説明をいたします。資料につきましては、サイドブックスの資料2をお願いいたします。1番の制定の趣旨となりますが、先ほどの土浦市個人情報の保護に関する法律施行条例

の制定に伴い、土浦市情報公開個人情報保護審査会条例を制定すると共に、既存の情報公開個人情報保護審査会条例を廃止するものでございます。つぎに、2番の審査会条例の主な規定内容につきましては、当該審査会の組織、審査手続き等につきまして、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨に沿ったものとするため、以下の表に記載のとおり、六つの規定を設けるものでございます。主なものとしましては、①の趣旨、第1条関係に記載のとおり、個人情報保護法の一部改正に伴い、個人情報の保護、収集、内部利用、外部提供の可否などの事案は、国のガイドラインに基づき運用することになり、所掌事務が、情報の非公開決定等に対する審査請求があった場合の審査が主なものとなるため、組織の名称を審査会に変更するものでございます。つぎに、②の設置第2条関係では、当該個人情報の保護に関する施行条例における審査会への諮問事項としまして、審査会の所掌事項を定めるもので、そのうち、(3)の個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項の調査審議につきましては、新たに当該審査会に、法施行条例の改廃や個人情報の安全管理措置の基準及び個人情報の取扱いに関する運用細目等につきまして、諮問ができる旨規定をするものでございます。なお、当該条例の施行日は令和5年4月1日とするものでございます。2ページ以降が制定条文となります。説明以上でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、委員の皆様、何か御質問はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 質問もないようでございますので、採決に移ります。議案第2号土浦市情報公開個人情報保護審査会条例の制定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり決しました。つぎに、議案第5号土浦市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長 議案第5号土浦市行政組織条例の一部改正について、説明させていただきます。サイドブックの資料3をお願いいたします。本件につきましては、1の改正理由に記載のとおり、令和5年度の機構改革に基づきまして、これまで総務部総務課の分掌事務でございました、人権に関することが市民生活部人権推進課に変更となりますことから、土浦市行政組織条例を一部改正するものでございます。2の改正の概要といたしましては、本条例第3条の部の事務分掌の規定中、総務部の分掌事務から人権に関するものを削除して、それを市民生活部の分掌事務に加えるものでございます。3といたしまして、新旧対照表を掲載させていただいております。4の施行日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 委員の皆様から、御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 質問もないようですので、採決に移ります。議案第5号土浦市行

政組織条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり決しました。つぎに、議案第6号土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長 議案第6号土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。サイドブックの資料は4になっております。まず、1の改正理由でございますが、令和5年度の当課の事業といたしまして、マイナンバーカードとICカードリーダーを使用いたしまして、職員の出退勤時刻を管理するマイナンバーカードによる、出退勤管理機器導入事業の実施を予定してございます。本事業のために、マイナンバーカードのICチップの空き領域を活用いたしますことから、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、マイナンバーカードの利用に関する必要な事項を条例で定めるというものでございます。改正内容につきましては、2の改正の概要の(1)に記載の本事業におけますマイナンバーカードの利用に関する事項等について、規定いたしますと共に、その他文言の修正等を行うもので、具体的な内容につきましては、3の新旧対照表をとということで記載させていただいておりますので、御参照いただければと存じます。資料4ページをお願いいたします。4ページに記載の施行日等につきましては、昨今の半導体不足の影響から、現時点で機器導入の時期の見込みが立たない状況でございますことから、施行日は本条例の公布の日から1年以内とさせていただいた上で、実施時期に合わせて、規則で別途を定めることといたします。なお、マイナンバーカードの利用に関する、改正箇所を除くその他文言の修正等の箇所につきましては、公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○海老原委員 自分のカードを使ったという本人確認は、どうやってやるんですか。

○元川行革デジタル推進課長 こちらの方は職員のそれぞれ個人のマイナンバーカードのICチップの空き領域に、管理するような、例えば、職員番号ですとか、そういったものを設定させていただいた上で、個人が出勤時、退勤時に、そのICカードリーダーにカードをかざすことで、その職員の退勤時間、出勤時間ということで、システムに反映できるような形を今のところ想定してございます。

○海老原委員 私が質問したこととちょっと違うんだけど。他人が使ってもチェックできないんじゃないのということ。

○元川行革デジタル推進課長 その点も含めて、運用方法の部分は、今から検討する部分もあるんですけども、大前提として個人番号の貸し借り対応という部分についても、注意の上、実際の運用については検討させていただきたいと存じます。御意見ありがとうございます。

○海老原委員 導入する機器でマイナンバーの写真と本人と確認するようなことはできないの。

○元川行革デジタル推進課長 今のところ、こちらのイメージ写真ということで載せさせていただいているようなリーダーで、御本人が1階の通用口のところで、出勤用と退勤用のカードリーダーにかざすようなことで、顔認証の部分まではまだ検討しておりませんので、そういった形で導入する場合は、機器の方も別の機器を検討することになってまいりますので、今のところは、お顔認証までではなく、本人のマイナンバーカードで時刻の管理ということで、想定してございます。

○海老原委員 いずれにしても問題がないようにお願いします。

○篠塚副委員長 海老原議員の質問に関連してですが、紛失した場合、速やかに届け出をするようになると思うんですが、その規定をどうするのかと。もう1点、第7条で、前項は6条なんですけど、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めるとなっているのを、今度規則で定めるとなるんですけど、これの変更理由は何でしょうか。

○元川行革デジタル推進課長 まず、1点目の紛失した場合には、例えばマイナンバーカードを取得しないような職員も想定されますので、そういった方法も含めて、紛失者にも対応できるかという部分で、例えば、代わりの予備のカードを準備する、あるいは、書面で出退勤の時刻を自ら記入していただくとか、そういった部分については今後検討させていただきたいと存じます。あと、市長が別に定めるという部分については、少しお時間いただいて後程回答でもよろしいでしょうか。資料をもう一度確認させていただきます。申し訳ございません。

○篠塚副委員長 市長が定めるという部分を、規則で定めるに変えた理由があると思うので、そこは後で報告してください。

○吉田（千）委員長 後程ということで、はい。分かりました。

○篠塚副委員長 今採決をするに当たって、条項の変更というのは重要なことだと思うので。それが分かってから、採決をしていただければと思うんですが。

○吉田（千）委員長 分かりました。この議案第6号に関しては、資料提出後に採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。先ほど来からございますように、海老原委員からもございました。本当に、本人確認については重々、今後検討の中でしっかりと見極められるようお願いをしたいと思います。それでは、つぎに、議案第7号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○武井人事課長 議案第7号土浦市特別職の職による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。サイドブックの資料5を御覧いただきたいと思っております。それでは、1番の制定理由でございますが、本案につきましては、令和5年度より、認定こども園の設置、審査会等の名称変更などの各種制度改革が行われることから、これに合わせ、各委員等の報酬を定める、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例について、委員の名称変更等の各種改正を行うものでございます。それでは、具体的な実施内容について2番の実施内容で御説明いたし

ます。まず、項目の1番、認定こども園設置に伴う医師、歯科医及び薬剤師に関する報酬の追加でございます。認定こども園は、学校安全衛生法に準じ、医師、歯科医及び薬剤師の配置が義務付けられているものでございます。令和5年10月1日の認定こども園の設置に向け、認定こども園における健康診断等を実施する医師等につきまして、報酬額を設定するものでございます。つぎに、項目の2番、情報公開個人情報保護審議会の委員の名称変更でございます。令和5年4月1日からの法改正に伴い、情報公開個人情報保護審議会の名称は、情報公開個人情報保護審査会に変更されます。これに伴いまして、変更後の審査会に委員報酬を設定する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。項目の3番、学校評議委員の廃止及び学校運営協議会の委員報酬の設定でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、令和5年度よりコミュニティスクール制度が開始されます。これにより、現在の学校評議委員は廃止され、これに代わって新たに学校運営協議会を設置することとなります。そのため、学校評議委員の報酬を削ると共に、新たに学校運営協議会の委員の報酬を定めるものでございます。項目の4番目。非常勤の事務嘱託に関する外国旅行、旅費の削除でございます。令和2年度に会計年度任用職員制度が施行されたことに伴い、非常勤の事務嘱託は廃止されました。そのため、外国旅行の旅費欄に残っておりました、非常勤の事務嘱託の方につきましても、今回の改正で廃止するものでございます。その他といたしましては、文言修正、引用条文の改正などを行うものでございます。なお、項目の1番目、認定こども園関係の改正につきましては、令和5年10月1日より、その他の改正につきましては、令和5年4月1日より施行するものでございます。なお、2ページ以降は条例案文となっております。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 ただ今の説明について、御質問ございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 それでは、質問もないようでございますので、採決に移ります。議案第7号土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり決しました。つぎに、議案第31号町の区域の変更についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○平井総務課長 総務課でございます。議案第31号町の区域の変更について、御説明をいたします。資料につきましては、資料6をお願いいたします。1番の変更までの経緯に記載のとおり、土浦阿見都市計画事業、神立駅西口地区土地区画整理事業におきまして、成形された区画に、土浦市とかすみがうら市との行政界変更の必要性が生じたため、令和4年第1回市議会定例会で議決承認され、県議会定例会を経て、12月の総務省告示をもって、令和5年1月1日に正式に行政界が変更となりました。当該変更に伴いまして、2番の変更の目的にも記載のとおり、本市の町の区域に一部変更が生じており、令和5年7月に実施予定の換地処分にて、異なる町の合筆が行えないことから、本

定例会に町の区域の変更を提出し、事業者側で換地処分及び登記が円滑に行えるようにするものでございます。3番の変更の概要ですが、かすみがうら市稲吉2丁目の一部や区域に隣接する道路を管轄1丁目の区域に変更し、同様にかすみがうら市においても、神立中央1丁目の一部や区域に介在する道路を、稲吉2丁目に変更するものでございます。今後の予定につきましては、大きな4番に記載のとおり、町の区域の変更案議会承認後に、3月に町の区域の変更を告示し、7月に換地処分の公告を予定しております。なお、変更箇所的位置図につきましては、資料2ページでございますが、行政界変更区域明細図に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、委員の皆様、御質問ございますでしょうか。

○篠塚副委員長 変更されると、今度神立中央1丁目何番地という形になるんですかね。この2618の3と2618の5はどのように。

○平井総務課長 換地処分の地番の振り方ですが、神立中央1丁目でしたら末地番の次から番号振っていくというような形になるということでございます。

○篠塚委員 そうすると、住んでいる方がいた場合には住所変更になるから、その手続きなどは町会長名変更事業と同じように、郵便代を負担するとかそういうのもあるんですか。

○平井総務課長 こちらの換地処分している所なんですけど、まだ現在、地番を振ってからのお話になると思うんですけど、まず、換地処分でどこの土地が換地されるかによって変わってくると思いますので、換地後に、改めて確認したいと思います。

○篠塚副委員長 はい。ありがとうございます。

○島岡委員 現在、この上には何か建っていたりするんですか。

○平井総務課長 こちらなんですけど、2618の5、区域図の中に、神立西通り線が入っております、他は特にまだございません。これから換地ですので、土地には何も建っていないというような状況でございます。

○吉田(千)委員長 それでは、御質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第31号町の区域の変更については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり決しました。ここで、説明員交代のため、暫時休憩といたします。10時35分再開といたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時35分)

○吉田(千)委員長 それでは、再開をいたします。はじめに、議案第6号の残っておりました懸案事項につきまして、行革デジタル推進課の元川課長より説明を願います。

○元川行革デジタル推進課長 先ほど申し訳ございませんでした。篠塚副委員長から御質問いただきましたサイドボックスの資料で申し上げますと、4ページの部分で、市長が別に定めるといふものを規則で定めるにした変更理由ということでございます。こち

ら、これまでは市長が別にということで、漠然とした表現だったものを、こちらの条例に関する施行規則というものがもう具体的にあるということで、それを明確に表現する内容に変更をしたものでございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 それでは、議案第6号についての採決をさせていただきたいと存じます。採決に移ります。議案第6号土浦市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査に入ります。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午後3時10分）

○吉田（千）委員長 それでは、総務市民委員会を再開いたします。つぎに、その他の報告事項に移ります。総務市民所管分の計画策定について説明を願います。

○佐々木政策企画課長 総務市民委員会の資料の方にお戻りいただきまして、資料7をお開きください。今年度の総務市民委員会所管の計画につきましては、こちらでお示ししておりますとおり、自転車まちづくり構想など五つの計画がございます。今般、五つ目の第二期土浦市空家等対策計画以外の四つの計画につきましては、策定の運びとなり、サイドボックスのその他の資料、計画プラン等へ掲載させていただきましましたので、後程御覧いただければと存じます。なお、空家等対策計画につきましては、策定次第速やかにサイドボックスへ掲載いたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明につきましては、以上でございます。

○吉田（千）委員長 では、皆様から、ただ今の説明について御質問ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、山ノ荘小学校跡地の利活用に関する内覧会の実施について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 山ノ荘小学校跡地の利活用に関する内覧会の開催について、御説明をいたします。サイドボックスは資料8をお開き願います。山ノ荘小学校跡地につきましては、日立建機株式会社様にICTデモサイトとして4月から活用するために、現在整備を進めているところでございます。今般、オープン前に地元の方々向けに内覧会を開催するとの連絡がございました。この内覧会の日時でございますが、今月25日土曜日の午前10時から12時まで、内容といたしましてはデモサイトの紹介と重機のデモンストレーションなどを行うとのことでございます。皆様におかれましても、お時間ございましたら、御覧いただければと存じます。説明につきましては以上となります。

○吉田（千）委員長 皆様から質問ございますか。

○篠塚副委員長 同日に、新治運動公園の竣工式が9時からあると思うんですけども、終わり次第行っても大丈夫ですかね。その時間帯だけ見られるんですか。

○佐々木政策企画課長 竣工式が終わってから伺っていただければ、見られるというよ

うな状況でございます。基本的に何人集まるか分からないといったことでございますので、一連の流れに沿って、その人数によって、それぞれ見ていただくという流れになりますので、途中からでも入ることができる状況でございます。以上でございます。

○吉田（千）委員長 その他ございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 つぎに、土浦市議会議員一般選挙の概要について、説明をお願いします。

○平井選挙管理委員長 報告案件としまして、市議会議員一般選挙の概要について御説明をいたします。資料につきましては、サイドブックの資料9をお願いいたします。告示日につきましては、4月16日日曜日、投票日は23日の日曜日、午前7時から午後6時までとなります。その後、7時より霞ヶ浦文化体育館にて開票となります。投票所につきましては、市内50か所、定数は24人で、期日前投票所はイオンモール土浦を含めて、市内5か所となります。つぎに、立候補者の届け出関係ですが、説明会につきましては、3月27日月曜日午後1時半から市役所2階の男女共同参画センター研修室1、2で行います。事前審査につきましては、4月4日の火曜日から6日の木曜日、予備日が7日となります。なお、立候補の届け出につきましては、告示日の4月16日の午前8時半から午後5時まで、説明会と同じく、男女共同参画センター研修室1、2にて、受付を行います。つづきまして、選挙運動の公費負担についてでございますが、記載のとおりとなっております。なお、運動費用の公費負担額につきましては、資料の2ページに項目ごとに記載をさせていただいておりますので、後程を御参照願いたいと思います。再度1ページの方にお戻りいただきまして、選挙運動後の収支報告でございますが、選挙終了後15日以内に提出が必要となります。最後になりますが、本市の選挙啓発ポスターにつきましては、独自のデザインで啓発が可能となるため、公益財団法人明るい選挙推進協会が毎年実施しております、令和4年度の啓発ポスター募集時に、本市の小中高等学校から応募いただきました31作品につきまして、昨年、本市選挙管理委員会におきまして、審査を行いまして、県選管に提出しました8作品の中から、去る3月1日に開催されました土浦市選挙管理委員会におきまして、改めて、委員4名の皆様に選定をお願いいたしました。そちらが資料3ページでございます。こちらが乙戸小学校5年、女子生徒の作品でございます。こちらの作品が選ばれましたことから、本市議会議員一般選挙の啓発用ポスターの図柄としまして採用して、公共施設等約80か所に掲出を予定しております。ポスターのレイアウトは現在案の状況でございますが、これから調整をさせていただきます。説明は以上でございます。

○吉田（千）委員長 皆様から御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○吉田（千）委員長 その他、執行部からございますでしょうか。

○山口財政課長 前回の総務市民委員会におきまして、市の施設全体での光熱費の増額分について御質問がありましたので、御報告をさせていただきたいと思います。サイドブック一つお戻りいただきまして、その他の1という資料の方をお願いしたいと思

ます。資料の1ページ目が、12月の定例会で補正、増額計上した分でございます、電気、都市ガス合わせまして、資料の一番下の第12回補正予算額合計でございますように、1億7,356万3,000円をまず増額しております。

資料の2ページ目。こちらは、今回3月分の補正分となりまして、第15回補正予算額合計でございますように、1,681万2,000円を増額計上しております。その下の第12回、第15回補正を合わせた額が、当初予算からの増額分となりまして、電気、都市ガス合わせて1億9,037万5,000円が増額となっているというものでございます。説明は以上でございます。

○磯山消防総務課長 前回の総務市民委員会におきまして、吉田博史委員から御質問のありました消防本部職員の年齢別構成表を作成いたしましたので、御説明したいと思います。サイドブック一つお戻りいただきまして、その他の2をお開きください。消防職員年齢別構成表を作成いたしましたので、御覧いただきたいと存じます。1ページ目は5歳刻みで消防職員、年齢別構成表を作成いたしました。2ページ目は、1歳刻みで消防職員年齢別構成表を作成いたしました。基準日は令和5年3月末となっております。はじめに、訂正についてでございますが、消防職員は業務の性質上、災害現場に従事する若手消防吏員を常時一定数確保する必要があります。昨年度までは定数が185人であり、すでに条例定数を達しておりました。定年引き上げにより、60歳以上の職員が在籍し続けた場合、新規採用職員の採用抑制を行う必要が生じ、消防力を維持することが困難になることから、令和4年3月議会において御承認をいただき定数を31人増の216人に改めました。つぎに、令和5年3月末現在の人員につきましては188名で、消防職員の平均年齢は37.8歳でございます。つぎに、年齢構成表につきましては、2ページ目の1歳刻みの年齢別構成表を御覧いただきたいと存じます。1歳刻みのグラフに示すとおり、58歳が11人、57歳が7人と、2年間で18人の職員が、従来の定年60歳を迎えます。吉田委員の御指摘のとおり、消防職員は採用されてもすぐには配置できず、約半年間茨城県立消防学校へ入校となり、特に10人以上の大量退職者の人員確保につきましては、大変苦慮しているところでございます。最後になりますが、今後も市長部局と採用計画について綿密な連携を図り、さらには、消防職員一丸となり、市民の安心安全に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○吉田(千)委員長 ありがとうございます。今の件に関しまして、何か皆様からお伺いしたいこと等、御意見等ございますか。

(「なし」という声あり)

○吉田(千)委員長 特にはないようでございます。それでは、執行部からほかにございますか。

○佐々木政策企画課長 報告が1件ございます。サイクリストウェルカムイベント土浦市の日の開催についてでございます。お手元の資料を御覧いただきまして、こちらの事業は例年開催しておりますサイクリスト向けのイベントでございます、今年度は3月25日土曜日、午前9時からりんりんポート土浦で開催いたします。内容といたしまし

では、チラシなどを使ったサイクリング関係のPRのほか、本市では初の試みとなります。幻の飯村牛や土浦ブランド認定のお菓子でありますぼんふる、高月堂さんで作っていただいているロゴ入りりんりんチョコレートなどが当たる、はずれなしのサイクリストウェルカムガチャと、キッチンカーを使った飲食販売などを実施する予定となっております。なお、この1枚目と2枚目が県のものでございますが、県と共に本日記者クラブに投げ込みをしたいと考えてございます。こちらのイベントにつきましてもお時間がございましたら、御覧いただければと存じます。説明につきましては、以上となります。

○吉田（千）委員長 以上で、付託された議案等の審査は終了いたしました。総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。